徳島県告示第三百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として、次のとおり指定した。

令和元年九月四日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人修誠会	徳島市中通町一丁目九	介護老人保健施設敬愛の家	板野郡北島町中村字八丁野二二―一	介護予防通所リハビリテーション	令和元年五月三日